

◎エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

(略称) 米国とのエネルギー等研究開発協力協定の有効期間延長議定書

平成 十二年 一月二十八日 ワシントンで
平成 十二年 二月 一日 効力発生
平成 十二年 五月 十一日 告示

(外務省告示第二二三号)

目 次

ページ

前 文	一〇〇三
第一条 延長期間	一〇〇三
第二条 効力発生	一〇〇三
末 文	一〇〇三

前
文

エネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の有効期間を延長する議定書

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

千九百七十九年五月二日にワシントンで署名され、千九百八十九年四月二十八日及び千九百八十九年十月三十一日に延長され、千九百九十年二月一日に改正され、並びに千九百九十五年一月十三日に延長されたエネルギー及びこれに関連する分野における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「協定」という。）の有効期間が二十年二月一日に終了することを認識し、

協定第十一条の規定に従って行動して、

次のとおり協定した。

第一条

協定は、二十年二月一日より三箇月間延長する。

第二条

この議定書は、二十年二月一日に効力を生ずる。

効力発生
末 文

二十年一月二十八日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

小林秀明

アメリカ合衆国政府のために

アーネスト・J・モニーツ

米国とのエネルギー等研究開発協力協定の有効期間延長議定書

PROTOCOL EXTENDING THE AGREEMENT BETWEEN
THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA
ON COOPERATION IN RESEARCH AND DEVELOPMENT
IN ENERGY AND RELATED FIELDS

The Government of Japan and the Government of the
United States of America;

Recognizing that the Agreement between the Government
of Japan and the Government of the United States of America
on Cooperation in Research and Development in Energy and
Related Fields, signed at Washington on May 2, 1979, as
extended on April 28, 1989 and October 31, 1989, amended
on February 1, 1990, and extended on January 13, 1995,
(hereinafter referred to as "the Agreement") will terminate
on February 1, 2000;

Acting pursuant to paragraph 2 of Article XI of the
Agreement;

Have agreed as follows:

Article I

The Agreement will be extended for three months,
effective from February 1, 2000.

Article II

This Protocol will enter into force on February 1,
2000.

DONE at Washington, this twenty-eighth day of January,
2000, in duplicate, in the Japanese and English languages,
each text being equally authentic.

FOR THE GOVERNMENT
OF JAPAN:

(Signed) Hideaki Kobayashi

FOR THE GOVERNMENT OF
THE UNITED STATES OF AMERICA:

(Signed) Ernest J. Moniz

(参考)

この議定書は、昭和五十四年五月二日に署名され、平成元年四月二十八日付け及び同年十月三十一日付けの交換公文により延長され、平成二年二月一日付けの交換公文により延長及び一部改正され、並びに平成七年一月十三日に署名された議定書により延長された米国とのエネルギー等研究開発協力協定（昭和五十四年二国間条約集及び条約集第二九八七号参照）の有効期間を平成十二年二月一日から三箇月間延長するものである。